

福島県への移転・拡充の
設備投資を検討中の皆様へ



FUKUSHIMA

本社機能

移転・拡充の

支援制度のご案内

人に、企業に、福島には魅力が満載！
企業立地に優位な福島県！

既に操業中の福島県内企業の皆様も対象です。



本社機能の移転・拡充

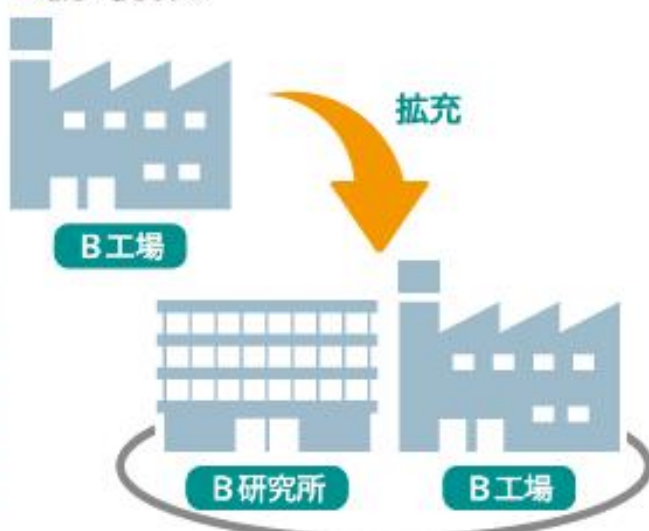
本社機能の移転・拡充とは

本社機能の一部又は全部を……

- 東京 23 区から、地方に移転する
地方から、別の地方に移転する（同一県内の移転も含む）



→ 地方で拡充する



本社機能を有する施設とは

事業者の事業や業務を統括・運営している業務施設をいい、具体的には以下の施設を指します。

事務所



調査・企画部門、情報処理部門、研究開発部門、総務・人事部門、情報サービス事業部門、商業事業部門の一部（オンライン営業）、サービス事業部門の一部（調査・企画・人事業務等の受託事業）の業務のために使用される事務所

研究所



研究開発において重要な役割を担うもの（事務所以外の施設において研究開発を行う部門を含む）

- 業種に制約はありません。
- 工場や店舗は対象外です。
- 登記簿上の「本店」である必要はありません。

機能の一部のみを移転・拡充することも「本社機能移転・拡充」となります。

研修所



人材育成において重要な役割を担うもの

福島県内に本社機能を移転・拡充すると…

移転・拡充に係る支援制度、税制優遇措置等を受けることができます。

- ① 建物等の取得価格に対する税制優遇措置「オフィス減税」
- ② 移転・拡充に係る支援制度「本社機能移転促進事業費補助金」（県独自補助）
- ③ 地方税の優遇措置
- ④ 中小基盤整備機構による債務保証
- ⑤ 政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度



オフィス減税

本社機能の移転又は拡充を行う事業者は、福島県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けることにより、本社機能を有する施設の新設又は増設に際して取得等した建物等の資産に係る法人税等の特別償却又は税額控除のいずれかの適用を受けることができます。

税制優遇措置の内容

移転型

東京23区から
地方に移転する



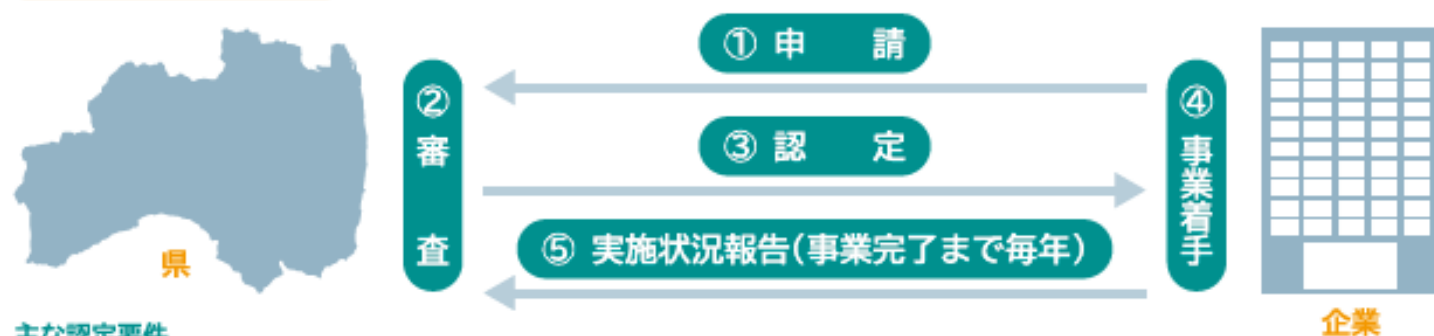
拡充型

地方で拡充する
東京23区以外の地方から
別の地方に移転する



優遇内容	<p>建物等の取得価格に対し 特別償却25% 又は 税額控除7% (一定の要件を満たした場合) 特別償却25% 又は 税額控除8%まで上乗せ可 (中古資産の購入・改修の場合) 特別償却15% 又は 税額控除4%</p>	<p>建物等の取得価格に対し 特別償却15% 又は 税額控除4% (一定の要件を満たした場合) 特別償却20% 又は 税額控除5%まで上乗せ可 (中古資産の購入・改修の場合) 特別償却10% 又は 税額控除2%</p>
対 象	本社機能を有する施設及びこれと併せて整備する児童福祉施設に該当する建物・建物附属設備・構築物	
適用要件	<p>① 事業を着手する前に、福島県に「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の申請を行い、認定を受けること。 ② 取得価額が4,500万円以上（中小企業者1,000万円以上）であること。 ③ 認定日の翌日以後3年を経過するまでに取得し、事業の用に供すること。</p>	
優遇内容 上乗せ要件	<p>大企業</p> <p>① 建物等の取得価額の合計額が10億円以上。 ② 当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数（計画）が60人以上。 ③ 当該建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において、雇用者増加数（実績）が60人以上。</p> <p>中小企業者</p> <p>① 当該建物等に係る整備計画における雇用者増加数（計画）が20人以上。 ② 当該建物等を事業の用に供した日を含む事業年度終了の日において、雇用者増加数（実績）が20人以上。</p>	

計画申請・認定の流れ



主な認定要件

- ・福島県の地域再生計画に適合すること。（地域再生計画に定める指定エリアへの移転であること。）
- ・本社機能（事務所・研究所・研修所）の整備（新設、増設、購入、賃借、用途変更）であること。
- ・整備する施設において、本社機能に従事する従業員数が5人（中小企業者は1人）以上増加すること。
- ・令和15年3月31日までの事業期間とし、令和10年3月31日までに県の認定を受けること。
※事業期間は認定日から5年以内となります。

留意事項

- ・事業の着手前に福島県からの認定を受ける必要があります。

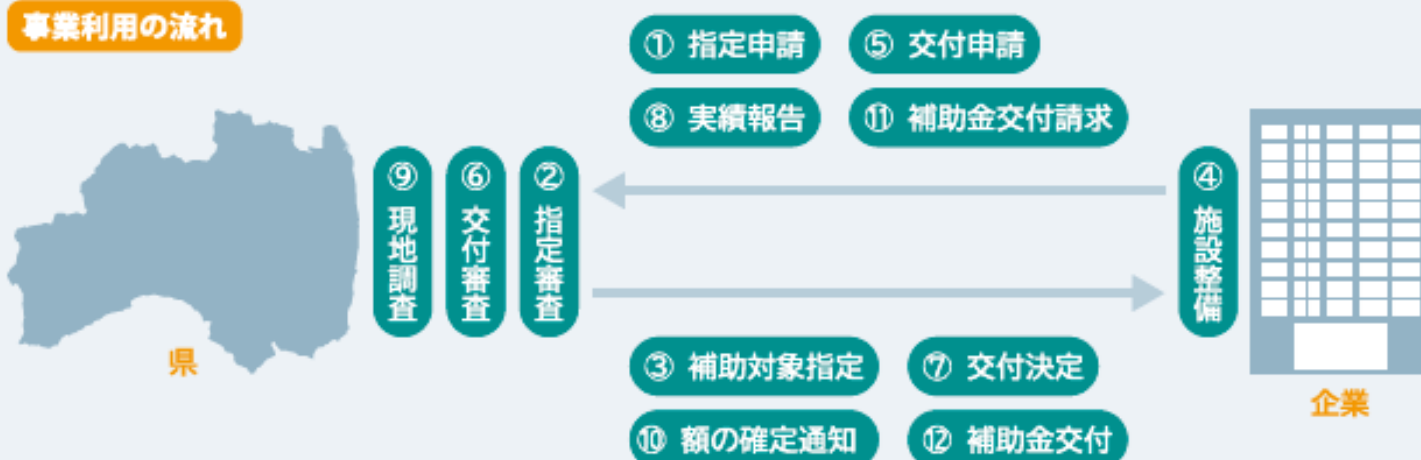
本社機能移転促進事業費補助金

県内に本社機能を有する施設を整備する際の建物及び設備の新設、増設又は取得に要する費用の一部を支援します。

事業内容

支援内容	補助率：投下固定資産額×10% 補助上限額：100,000千円／社 ○ 本社機能を移転する際に要する投下固定資産額及びこれと合わせて実施する付帯工事費が対象となります（土地購入・造成費用は除く）。	
対象企業	下記①、②のいずれかに該当する企業 ①移転型 県外に本社及び事業所を置く事業者が、県内に新たに特定業務施設を新設または取得により整備しようとするもの。 ②拡充型 県内に事業所を有する事業者が、新たに特定業務施設を新設、増設又は取得により整備しようとするもの。	
交付要件	大企業 3,500万円以上 中小企業 1,000万円以上	常時雇用者増加 5人以上 1人以上
その他	○ 本社機能を有する施設の整備が対象となります。製造工場等の整備は対象となりません。 ○ 「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」とは別に申請書の提出が必要となります。 ○ <u>申請・相談は通年受け付けますが、着手前に補助対象の指定を受ける必要があります。</u> また、指定審査にはお時間を要しますので、お早めにご相談ください。	

事業利用の流れ



お問い合わせ先

福島県商工労働部 企業立地課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL：024-521-8523

FAX：024-521-7935

E-mail：investment@pref.fukushima.lg.jp

本社機能の移転・拡充に関する支援制度はこちら

地方活力向上地域特定業務施設整備計画



本社機能移転促進事業費補助金



その他の補助金に関する情報はこちら

ふくしま産業活性化企業立地促進補助金



自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金



福島県女性活躍オフィス立地促進事業補助金



その他の支援制度（福島県企業立地ガイド）

